

制度を決めるもの

成城大学教授 村本 孜

学生時代に指導教員から、若い時代は理論研究に興味を持つものだが、加齢と共に歴史や制度研究に関心に移るものだ、という趣旨の話を聞いたことがある。ゴルフでいうグランドシニアに近付いてきたからでもないが、このところ制度・歴史研究に関心を深めている。

1990年代後半、「法と金融」と題する論文が幾つか発表され、計量経済学手法によって、各国の金融システムを法制・会計制度・債権者保護・株主保護などから明らかにし、大陸法(シビルロー)由来と英米法(コモンロー)由来では、その制度的な有効性が異なることを示した法起源論が盛んになった。法律分野とくに比較法が法系論などとして議論された時期があり、英米法対大陸法の相違が所有概念などをめぐって展開されてきた。法起源論は、この比較法の分野に一石を投じるもので、法律学者によって種々の議論が行なわれている。

これに対して、経済学分野では、経済発展に対して、シビルロー由来の国々とコモンロー由来の国とではどちらが有効か、その結果として銀行型の金融システムと市場型の金融システムとではどちらが望ましいかなどといった議論が、世界銀行の研究スタッフなどによって展開された。最近では世界銀行の“Doing Business Report”でも同じような視点で議論が行なわれており、各国の経済的なランキングが公表されている。「ビジネスのし易さランキング」で、日本は189カ国中29位である。因みにトップはシンガポールで、ニュージーランド、香港と続く。7、8位はアメリカ、イギリスである。ドイツは14位、フランスは31位である。

法起源論では、平時にはコモンロー由来の金

融制度やその典型としての市場型金融システムのパフォーマンスが高いが、リーマン・ショック以降の世界金融危機などのような有事にはシビルロー由来の銀行型システムの頑健性が高いことも示されている。日本の金融システムは、このような議論では銀行型システムと整理されるが、確かに世界金融危機で日本の金融システムは欧米に比べて深刻な影響がなかったことは、その全てではないにせよ、その傍証かもしれない。

同じ頃、比較制度分析が盛んになった。比較制度分析は、同じ資本主義の経済体制であっても、それぞれ制度の設計によって、多様な資本主義制度が存在するという考えのもとで、そうした多様な資本主義が生成する過程と変化する過程を、進化ゲーム理論などによって説明する。一度制度が確立すると、それが制度的に確立されることなどを示すもので、いわゆるデ・ファクト・スタンダードの説明などに有効性がある。たとえば、ビデオ再生技術では、ベータマックスが技術的には優れていたが、機器が軽く作れるなどVHSがデ・ファクトとして定着したというケースや、MicrosoftのMS-DOSがパソコンのOSとして定着したケースなどでその有効性が示され、これを「経路依存性」という。

昨今、地域銀行の再編に耳目が集まっている。地域銀行はその基盤である地域人口が著しく減少しており、オーバーバンクになっているから再編が必要で、地域を超えた経営統合・再編により、地域再生・創生に寄与すべきとの論もある。その際、法起源論の帰結を取り込んだ議論も必要となろう。